# 計算書類

(2022年4月 1日から) (2023年3月31日まで)

- 1. 貸 借 対 照 表
- 2. 損 益 計 算 書
- 3. 株主資本等変動計算書
- 4. 個 別 注 記 表

AGミライバライ株式会社

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 <i>0</i> .	部	負 債 の	部
科 目	金額	科 目	金額
流 動 資 産	3, 802, 490	流 動 負 債	446, 834
現金及び預金	1, 018, 745	買 掛 金	413, 426
営 業 未 収 入 金	2, 364, 056	未 払 金	23, 701
前 払 費 用	21, 776	未払法人税等	594
未 収 入 金	1, 367, 365	預 り 金	9, 112
貸倒引当金	△969, 453	固 定 負 債	4, 834, 000
		長期借入金	4, 834, 000
固 定 資 産	282, 233	負 債 合 計	5, 280, 834
有 形 固 定 資 産	1, 383		
建物附属設備	1, 383	純 資 産 <i>の</i>	部 部
工具器具備品	0	株 主 資 本	△1, 196, 110
		資 本 金	100, 000
無形固定資産	208, 931	資本剰余金	50, 000
ソフトウェア	208, 931	資本準備金	50, 000
		利 益 剰 余 金	△1, 346, 110
投資その他の資産	71, 917	その他利益剰余金	△1, 346, 110
長期前払費用	71, 647	繰 越 利 益 剰 余 金	△1, 346, 110
敷 金	270	純 資 産 合 計	△1, 196, 110
資 産 合 計	4, 084, 724	負 債 · 純 資 産 合 計	4, 084, 724

# 損益計算書

(2022年4月 1 日から) (2023年3月31日まで)

(単位:千円)

(単位:十口	• /
金額	
813, 118	
178	
40, 042	
4, 314 857, 653	
1, 910, 849	
1, 053, 196	
2	
12, 394	
1, 931	
1, 042, 730	
1, 042, 730	
△144, 330	
898, 400	
	金 額  813, 118 178 40, 042 4, 314 857, 653 1, 910, 849 1, 053, 196  2 12, 394 1, 931 1, 931 1, 931 1, 042, 730 △144, 330

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月 1 日から) 2023年3月31日まで)

(単位:千円)

		 株 主			
		1本 土			
		資本剰余金	利益剰余金		純資産
	次 ★ △		その他利益	株主資本	合 計
	資本金	資本準備金	剰 余 金	合 計	合 計
			繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	100, 000	50, 000	△447, 710	△297, 710	△297, 710
事業年度中の変動額					
当期純損失(△)			△898, 400	△898, 400	△898, 400
事業年度中の変動額合計	-	-	△898, 400	△898, 400	△898, 400
当事業年度末残高	100, 000	50, 000	△1, 346, 110	△1, 196, 110	△1, 196, 110

#### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

 建物附属設備
 18 年

 工具器具備品
 4 ~ 5 年

(2)無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### 2. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般営業債権については、貸倒実績率を勘案し必要と 認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収 不能見込額を計上しております。

#### 3. 重要な収益及び費用の計上基準

(1)受取手数料

受取手数料は発生基準により計上しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益

当社において、顧客との契約から生じる収益である受取手数料等は、以下の5ステップアプローチに基づき、 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益の履行義務に関する情報は以下のとおりです。

一時点で充足される履行義務

受取手数料につきましては、顧客のショッピング取引時に、決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点で受取手数料として収益を認識しております。

なお、上記収益は、顧客との契約に基づき計上しており、約束した対価の金額に変動対価の見積もり及び金融 要素は含まれておりません。

#### 4. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は長期前払消費税等に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

### Ⅱ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 10,000 株

## Ⅲ. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### Ⅳ. その他の注記

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っております。